

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 22 日現在

機関番号：32601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730169

研究課題名(和文) 金融市場統合と金融規制監督レジームの非公式性

研究課題名(英文) Financial market integration and informality of financial regulatory regimes

研究代表者

和田 洋典 (Wada, Hironori)

青山学院大学・国際政治経済学部・准教授

研究者番号：70554864

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円、(間接経費) 450,000円

研究成果の概要(和文)：グローバルな統合が進む金融市場に係る国際ガバナンスは非公式な形態にとどまる。代表例としてはG7/20等Gグループやバーゼル銀行監督委員会がある。本研究では、非公式な制度形態の継続を説明する要因として力と規範が生み出す階層性を理論枠組みとして提示した。非公式な国際ガバナンス構造では米欧主要国は階層性の上部に位置する規範の供給者の役割を果たす。それらの国は懸案への対処に当たり、他国に政策選択について教示する側に立つ。それに対し、中国などのアジア新興国は規範の需要者として、米欧の提示する規範を取り入れる立場にある。本研究で明らかになったのは非公式性とこうした階層性が親和的であることである。

研究成果の概要(英文)：One of the important characteristics of global financial governance that draws the attention of international political economists is its informality. In informal governance institutions such as G groups and the Basel Committee, power and normative factors play a prime role in complementing the lack of formal and legal authority. For understanding this paradoxical situation, the framework of normative hierarchy is introduced. In this hierarchy Western major powers such as the United States, Britain and Germany are norm suppliers. Their role in informal financial governance is to teach other states to how to choose policies. By contrast Asian states such as China are norm demanders. Their behavior in informal governance is to learn how to choose policies.

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：国際関係論

キーワード：国際政治経済 非公式ガバナンス 金融規制 マクロ経済政策協調 中国

1. 研究開始当初の背景

(1) 金融のグローバル化が各国の経済厚生や国々の浮沈に及ぼす影響が大きいことは共通認識である。その一方、金融については通商分野における WTO に相当する多角的で公式性の高い国際制度は存在せず、グローバルな視野での規制は様々な非公式性の高いクラブ的な枠組みに委ねられている。

(2) 関連する問題関心としてグローバル金融危機後、顕著となった中国などの新興国台頭が金融分野の国際制度に及ぼす影響を及ぼすかというものになる。非公式な国際制度は米欧中心の構造を有している。それに対し、台頭する新興国は自らの参与、発言権拡大のための改革要求を強めている。しかし現在までのところ、非公式性は基本的に維持されている。

(3) このような経済・市場の発展や国際政治の構造変化に対応していないかにも見える国際制度の現状を説明する要因に関心を抱いたことが研究開始にあたっての背景である。

2. 研究の目的

(1) 非公式制度の代表的事例であるバーゼル銀行監督委員会や G7/G20 をとりあげ、非公式な制度形態を採ることの歴史的背景、長短、規範的要因や、新興国が参与したことの影響を明らかにすることである。

ここでいう非公式とは法的拘束力を備える明示的なルールではなく、規範、慣習に依拠する程度の大きいことをいい、国際制度の区分で用いられる「緩やか」とほぼ重なる意味をもつ。また国際法というソフト・ローとも近似した意味をもつ。

(2) バーゼル銀行監督委員会の非公式性は非常に高い。まず、国際貿易問題を司る WTO や国際通貨問題を司る IMF など他分野の経済ガバナンス機関と比べると、参加国を一部の国に限っている。また、その任務は各国規制監督機関に情報交換の場を提供し、実施の詳細を各国に委ねることを前提に標準、ガイドラインや勧告をまとめることにあるとされ、公式の超国家的な権威や法的強制力を備えることは意図されていない。また、そもそもバーゼル委員会の組織、手続に関する公式文書自体が非公表である。それらの結果、合意内容の多くは、解釈と実施について各国の裁量の余地を大きく残すものとなっている。加えて、バーゼル委員会の参加主体は、各主権国家そのものというより規制監督機関であるため、国内実施についてコミットメントがなされ難い問題もある。

G7、G20 等の各 G グループでも、首脳や財務相、中央銀行総裁間の自由な意見交換と信頼醸成を可能にする非公式性が意識的に維持されてきた。したがって、そこでの協

議の結果、まとめられる声明、宣言に拘束力は伴わないことが通常である。

3. 研究の方法

(1) 内外の文献調査、各機関の公式発表の分析を基本とした。文献調査にあたっては国内で入手可能なものに加え、国際政治経済学や国際金融関連の文献の充実しているイギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミクスや中国関連については中国社会科学院への出張調査により補った。

(2) 資料の少ない新興国（中国）の状況は非公式制度との関わりについては、インタビュー調査により補った。中国社会科学院では、欧州研究所と世界経済政治研究所の研究者と面談し、G20 やバーゼル銀行監督委員会など経済・金融関連の国際制度に対する中国の関わりについて率直に見解を交換することができた。

4. 研究成果

(1) グローバルな金融市場統合の進展にもかかわらず、非公式な制度形態が維持されている主たる要因としては国際的な力（パワー）の格差ないしは階層性がある。一般に国際制度は公式性を高めるほど、加盟国を相対的には等しい条件で拘束する度合いが高くなる。公式国際制度の最たる例である世界貿易機関（WTO）の紛争解決手続きにより、最強の国家である米国さえもしばしば政策変更を余儀なくされている。それに対し、非公式性が高まるにつれて、ルールの不備を補ううえで主要国の力が作用する余地が大きくなることになる。

(2) この意味で金融は国際的な金融仲介が集中するニューヨーク、ロンドンという突出した金融センターが存在するなど、国際的な力の非対称性がきわめて大きい分野であるといえる。その帰結として、国際制度形態は、米英二大国の力やその国内制度、米英で活動する民間金融機関の利益が反映されたものとなる。言い換えればそれらを反映しやすい形態として非公式なものが選好されている面が強いということである。

(3) つぎに得られた知見としては、非公式な国際制度形態を導いた米英の力の源は何かというものである。1 つは、最大かつ先端的な金融市場を備えていることである。これは D・ドレズナーらの市場パワー概念として、知られているように、大規模な市場で普及しているルールは、①すでに多くの国際的企業がその市場のルールに適応済みであること、②国際制度をめぐる交渉に際して、市場アクセスを交渉材料とできること、により国際ルール化しやすい。この市場パワーを背景に米英は国際制度をめぐる協議を自らの優位に運ぶことができる。

(4) この市場パワーと連動することで米国の国内制度形態が国際制度形態にも輸出されやすいことも判明した。米国の金融規制監督に関する国内制度の特徴として、高度に分権的なことがある。米国では連邦レベルの銀行監督についても銀行持ち株会社を監督するFRB(連邦準備制度理事会)、国法銀行を監督するOCC(通貨監督庁)、国法銀行と州法銀行の預金の扱いを監視するFDIC(連邦預金保険公社)に加え、投資銀行、証券市場を監督するSEC(証券取引委員会)が併存してきた。さらには各州当局も独自の監督権限を有しており、とりわけ最大の金融市場を擁するニューヨーク州当局の役割は重要である。

(5) こうした分権的な状況のデメリットが表れた例が、2004年にまとまった国際銀行規制であるバーゼルⅡであった。すなわちバーゼルⅡは、米国FRBが国際金融協会などの要望を入れながら議論を主導して、バーゼル銀行監督委員会における合意をみた経緯がある。それにもかかわらず、米国内の調整が難航したことで、米国は完全に実施しないまま、グローバル金融危機を迎えることになった。バーゼルⅡのような非公式性の高いルールに関する調整さえ難しい以上、拘束力の強い公式国政制度を作っても、米国内で調整がつかない可能性は一層高いといつてよい。米国という最大の金融市場において実施されないルールは、国際制度として用をなさない。このような米国内制度の特徴も、各国に実施の程度の幅を許容する非公式な国際制度形態と整合的、相互に補完的である。

(6) 続けて、本研究では市場パワー以外に、規範的要因と国際制度的要因の重要性が明らかになった。

まず規範的要因として、規範の伝播がもたらす国家間の階層性がある。すなわち、規範が伝播するということには、関係アクターを適切な行動や政策選択について発信する側と受容する側に分かち効果が伴う。本研究ではその二つの立場について、前者を規範の供給者、後者を需要者と名付けた。この供給者とは、国際的なガバナンスの対象となる課題についての規範、政策アイデアを国際機関などを通じ他国に拡散する国である。対する需要者は、課題への対応において他国や国際機関の提示する規範、政策アイデアを受け入れる国をいう。両者の関係は、規範、政策アイデアのもたらす正当性と技術的知識をめぐる、供給者は教導的な立場に立つ一方、需要者は追従的な立場に置かれる、という階層性を帯びたものになる。

(7) 加えてこの規範的な階層性を補完する要因として制度的要因がある。自らの規範、政策アイデアを確立したうえで、つぎに重要なのはその拡散に活用可能な制度的資源

の存在である。通常それに該当するのは、国際社会・市場において高い権威を有する規制監督機関や自国を支持する傾向の強い国際機関であり、報告書や事務局幹部、所属エコノミストの講演、論文が規範等の拡散径路として機能する。さらに各機関の活用は、規範等に政治的中立性や技術的立場の装いを付与し、正当性を高める効果をもつ。

(8) 上記の力に関わる分析から明らかになった点として、非公式な国際制度を成り立たせている国際的な力の構造は、依然、米欧主要国が主導するものであるということである。その点は、グローバル金融危機後の新興国の台頭が叫ばれだして以降も基本的に変わっていない。すなわち米英、独などの主要国は新自由主義、秩序自由主義(ordoliberalism)、ドイツの歴史的経験に根差した物価安定至上主義など、経済に関する自らの規範、アイデアを確立させている。したがって、金融危機のような不確実性の大きい事態に直面しても、その事態に対処するための政策に関するアイデアや規範を外に求める必要はない。それらを伝播する国際制度資源(国際通貨基金(IMF)や欧州中央銀行(ECB))をも備えている。IMFは、米国を最大の出資国とし、その意思決定において米国が事実上の拒否権を握っていることが知られている。さらにワシントンに所在することもあり、日常的な業務に関しても米国財務省との緊密な協議のもとで実施されるとされる。ECBについても、その創設時に、物価上昇の回避を排他的に追求したドイツ連邦銀行の規範を継承することが目指された経緯がある。さらに、金融危機と続く欧州債務危機下にあつてドイツ経済が頑健さを示したことも、ECBによるドイツ型の保守的なマクロ経済運営への支持を高めさせるうえで一役かっている。

(9) それに対し、最大の新興国・中国は経済規模からすれば台頭著しいとはいえど、規範、アイデア、自らの規範を広める制度のいずれも欠いている。近年、中国発の経済ガバナンスに関するアイデアとして、北京コンセンサスの伝播がいわれることはたしかにある。だが、それは海外の研究者やメディアの用いる概念にすぎず、中国内で権威主義政府による開発推進や国有企業中心の経済体制を是とする北京コンセンサスについて異論も多い。また中国は北京コンセンサスを支持し、それを拡散する国際制度資源をも有していない。そのような劣位的な状況から自らの利益にならない国際制度形態についても受け入れるなど、従属的な地位に立っているのである。

(10) 中国や日本の米欧に対する劣位的な状況を改めるため、日中両国で経済・金融に関する国際制度形成を進める可能性について

て、前述の中国社会科学院研究員との面談の際、提起した。すると先方より趣旨については理解したものの、歴史問題の解決が先決であると釘をさされた。かかる両国の政治状況および国民感情に照らせば、現状打開に向けた両国の協調には依然、多大なる困難が予想されるといわざるを得ないだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

①和田 洋典, 金融規制監督レジームはなぜインフォーマルなのか——アメリカ中心の階層性の視角から, 青山国際政経論集, 85号, 2011, 査読無, 55-75, <http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/12428/00012428.pdf>

〔学会発表〕(計7件)

①Hironori Wada, Normative Hierarchy in Informal Financial Governance: Why is China Relatively Docile? (“China: Power, Purpose, and Position”, International Studies Association 55th Annual Convention), 2014年3月29日, トロント(カナダ)

②和田 洋典, 経済・金融ガバナンスにおける規範的階層性——中国の従順さをどう解するか(日本国際政治学会 2013年度研究大会部会「構成主義の前衛——グローバル・ガバナンス論の新地平」), 2013年10月26日, 新潟国際会議場

③和田 洋典, 中国和德国在全球经济治理中的作用 <http://ies.cass.cn/Article/xshd/lfxz/201308/7303.asp> (中国社会科学院欧洲研究所青年論壇), 2013年8月8日, 中国社会科学院, 北京(中国)

④和田 洋典, 対外収支不均衡をめぐる政策協調の展望——現実主義的制度論の視角から(中央大学社会科学研究所公開研究会), 2012年5月19日, 中央大学

⑤Hironori Wada, The Transformation of Financial Interdependence: From Nichibei to Triangular Economy? (JIIA Japan-US Kanazawa Conference), 2012年1月23日, 金沢国際会議場

⑥和田 洋典, 金融規制監督レジームはなぜインフォーマルなのか(日本国際問題研究所:新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来研究会), 2011年7月15日, 日本国際問題研究所

⑦和田 洋典, グローバル化と開発型国家の

変容(日本比較政治学会 2011年度研究大会, 自由論題), 2011年6月19日, 北海道大学

〔図書〕(計2件)

①和田 洋典, 国際問題研究所, 新興国の挑戦と国際マクロ経済ガバナンスの行方, 新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来, 2012, 127-141

http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H23_GlobalGovernance/07_Wada.pdf

②和田 洋典, 有信堂高文社, 制度改革の政治経済学——なぜ情報通信セクターと金融セクターは異なる道をたどったか, 2011, 332

②に関する書評は以下のとおりである。本書の内容に関して参照されたい。

・樋渡展洋「書評 和田洋典著『制度改革の政治経済学——なぜ情報通信セクターと金融セクターは異なる道をたどったのか?』『国際政治』170号, 2012, 181-184

・岡部恭宜「和田洋典著『制度改革の政治経済学——なぜ情報通信セクターと金融セクターは異なる道をたどったか?』有信堂, 2011年」『社会科学研究』63巻5・6号, 2012, 163-167

http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/pdf/js630506_163167.pdf

・勝間田弘「新刊紹介: 和田洋典著『制度改革の政治経済学——なぜ情報通信セクターと金融セクターは異なる道をたどったか?』有信堂, 2011年」『青山学報』238号, 2011, 32

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

○取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

和田 洋典 (WADA Hironori)
青山学院大学・国際政治経済学部・准教授
研究者番号：70554864

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：